

2. 校外生活に関する事項

校外においても、常に高校生としての品位を保ち、本校生徒として自覚のある行動をとる。

1) 住居規定

- ① 住居は自宅、近親又は保証人宅とすること。ただし、やむをえぬ事情により下宿しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。
- ② 学校長は生徒の住居・下宿に関し、不相当と認めるときは、その変更を命ずることがある。
- ③ 住居を変更したときは、保護者より直ちに届け出なければならない。

2) 電車・バスその他乗り物による通学について公共交通機関の使用にあたっては、安全に利用するとともに、他人に迷惑をかけないようにする。

- ① 立入り・通行を禁止されている場所へは立ち入らない。
- ② 規定の出入口以外から出入しない。
- ③ 待合室や車内では特に静粛にする。
- ④ 乗用車、タクシー、単車等による通学は原則として禁止する。

3) 通学定期券の使用について学生通学定期券を使用する者は、次の各項を守らなければならない。

- ① 本校所定の身分証明書を必ず携帯する。
- ② 定期券は生徒の現住所最寄りの駅から学校に最も近い駅までのものでなくてはならない。(自分の都合で勝手に乗車区間を変更することはできない)
- ③ 定期券の期限や区間を書き変えたり、又は他人名義のものを使用したり、その他不正に使用してはならない。

4) 自転車通学について

- ① 自転車通学を希望する者は、学年当初に学校へ届け出て、許可を受ける。
- ② 防犯登録および学校の許可証を貼布していない自転車での通学は禁止する。
- ③ 自転車通学者は、そのための施設費・管理費等を納入する。
- ④ 雨天時の傘さし運転は禁止する。
- ⑤ 自転車には施設その他必要の処置を講じ、盗難の防止につとめる。
- ⑥ 自転車の二人乗り・スマホや携帯電話を使用しながら自転車を運転することは禁止する。
- ⑦ ヘルメットを着用する。

5) 交通の安全

交通の安全は、各人が規則・マナーを守ることによってはじめて保たれる。
歩行者、自転車とも交通法規・マナーをよく守り、安全に通学できるように心がける。

6) 運転免許に関する事項

運転免許取得は、原則として認めない。ただし、普通車の免許に限り、3年生については、別途定める規定により、自動車学校への入校を認める。

① 禁止事項

- 1 教師・保護者の同行しない外泊・深夜徘徊等
- 2 不健全な男女同伴の日帰り旅行等
- 3 高校生として立入禁止の場所、および本校生徒としてふさわしくない場所に立ち入ること
- 4 物品の売買、斡旋

② 許可を必要とする事項

- 1 アルバイト
- 2 校外の集会・団体行動への参加